



# 茨城県報

第 1 5 0 4 号

平成15年 9 月25日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課) .....	1
指定居宅サービス事業者の指定 (3件) (高齢福祉課) .....	2
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) .....	2
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (6件) (商業流通課) .....	4
漁業損害等補償法に基づく付保義務の発生 (漁政課) .....	12
換地計画の決定 (2件) (農地整備課) .....	12
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	13
土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所) .....	13
更正換地処分の届出 (土地改良事務所) .....	14
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会第9回定例会の招集.....	14
(人 事 委 員 会)	
選考により職員の採用を認める職の一部改正.....	14
公 告	
クリーニング師研修の指定 (生活衛生課) .....	15
県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) .....	15
開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課) .....	16
正 誤	
平成15年 9 月16日付け茨城県報第1501号中.....	17

## 告 示

茨城県告示第1489号

母体保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第1項の規定により、次の者を平成15年 9 月17日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 大 橋 里 恵

住 所 茨城県取手市本郷一丁目7番1号

茨城県告示第1490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
日通商事 株式会社	日通商事株式会社 水戸支店	水戸市城南 1 2 21	福祉用具貸与	平成15年 9月1日

茨城県告示第1491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成15年 9月 8日	医療法人 真成会 茨城県鹿島郡大洋村汲上3128	訪問看護ステーション たいよう 鹿島郡大洋村汲上3130

茨城県告示第1492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
池田観光開発株式会社	グループホーム鶴沼の里	茨城県土浦市神立東1028 1	痴呆対応型 共同生活介 護	平成15年 9月16日
有限会社 美野里メ ディカルサービス	グループホームつつじ	茨城県東茨城郡茨城町上飯沼 2 278	痴呆対応型 共同生活介 護	平成15年 9月16日

茨城県告示第1493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社ケアプランセンターいきいき	有限会社ケアプランセンターいきいき	那珂郡瓜連町瓜連1729	居宅介護支援	平成15年 9月4日

茨城県告示第1494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

安全商事株式会社

代表取締役社長 中 村 清 賢

(2) 住所

水戸市笠原町136番1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターアンゼン水戸店

水戸市平須町字新山1828番4 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,346㎡

(変更後) 4,669㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 101台

(変更後) 収容台数 144台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 223㎡

(変更後) 面積 324㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 41㎡

(変更後) 容量 72㎡

オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分

キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 4 箇所

(3) 変更する年月日

ア ~ エ 平成16年 5 月12日

オ ~ キ 平成15年 9 月12日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
安全商事株式会社	水戸市笠原町136番地 1	中 村 清 賢
平須三栄堂薬品	水戸市平須町1820 117	細 谷 寛 次

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の収容台数

36台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成15年 9 月11日

茨城県告示第1495号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ平須店

水戸市平須町1828 244番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 5 月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 瀧 裕 正

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年12月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,128㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 100台
- (イ) 駐輪場の収容台数 31台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 32㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 5 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前 3 時 ~ 午前 0 時

キ 届出年月日

平成15年 4 月28日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	搬入車両の低速走行の励行等、夜間の騒音対策計画は、確実に履行すること。なお、騒音防止の掲示板は、住宅側に効果的に配置すること。	計画地周辺に住宅が混在しているため。
	店舗に設置される室外機のうち、一定能力以上のものについては、水戸市公害防止条例又は騒音規制法に基づく特定施設の設置届出が必要。	関係法令等の適切な運用を図ることにより、計画地周辺の地域の生活環境を保持するため。

<p>駐車場法の目的をふまえ、安全に配慮した駐車場計画の実施。</p>
<p>道路法第24条に基づく許可申請（道路管理者以外の者の行う工事。）</p>
<p>景観に配慮した計画の実施（水戸市都市景観条例の届出）及び茨城県屋外広告物条例の許可申請。</p>
<p>開発行為の許可申請（計画地の区画・形の変更の場合）。</p>
<p>建築基準法第48条の厳守（敷地設定において、第一種低層住居専用地域が過半を超えないこと。残地との一体使用の不可。）</p>

茨城県告示第1496号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂高萩店

高萩市春日町1 20

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成15年 8 月 7 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時（年間7日は午後9時30分）

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間68日は午前9時）～午後9時（年間7日は午後9時30分）

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分（一部午後9時）

ウ 届出年月日

平成15年 7 月22日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
高萩市	アイドリングストップを呼びかける看板等の設置。	駐車場の周辺には住宅地があり、アイドリング時の騒音防止と不要な排気ガスの排出を規制する必要があるため。
	業務用エアコン室外機の適正な維持管理。	業務用エアコンの室外機は故障や老朽化により通常の騒音レベルより大きくなることが予想されるため。
	閉店時間の遵守と駐車場の適正な施錠管理。	閉店時間の延長によって青少年の集まる時間が長くなることから非行に結び付く可能性が大きくなるため。

## 茨城県告示第1497号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープひめこ

水戸市姫子2丁目667 - 6 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成15年 6月19日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時15分

## ウ 届出年月日

平成15年 6月 2日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	<p>駐車場で不必要なアイドリング、空ぶかし等が行われないよう住宅地側については、来店者、搬入業者等に対して、掲示板により啓発する等適切な措置を講ずること。</p> <p>その他、夜間の騒音対策計画については、確実に履行すること。</p>	当該店舗に近隣した住宅が存在するため。

茨城県告示第1498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープフレール水戸

水戸市元吉田町1049 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成15年 6 月19日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成15年 6 月 2 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に

供する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千代田ショッピングモール

新治郡千代田町大字下稲吉2633 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 5月29日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台 1 丁目28番 1 号	林 武 夫
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡 崎 光 男
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀 次 郎
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 3	小 林 哲 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 1月13日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,754㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,242台

(イ) 駐輪場の収容台数 440台

(ウ) 荷さばき施設の面積 804㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 290㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後10時, 午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

カワチ薬品棟 午前 7 時 ~ 午後 9 時

ケーヨー-D 2 棟 午前 9 時 ~ 午前11時

スーパーカドヤ棟 午前 6 時 ~ 午後 9 時

しまむら棟 午後 0 時～午前 1 時

ワンダーコーポレーション棟 午前10時～午後 6 時

キ 届出年月日

平成15年 5月13日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
千代田町	通学路を含めた交通面での対応に十分配慮すること。	将来、周辺道路は小中学校の通学路に指定されるため、特に、出入口付近での交通対策に対し、警備員の配置を配慮されたい。
	外周道路に防犯灯を設置していただきたい。	夜間の交通安全や犯罪防止のため、防犯灯を設置し、地域住民の皆さんが安心して暮らせる環境を整備していただきたい。

### 茨城県告示第1500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻 1 丁目 6 - 1 外

### (2) 届出の概要

#### ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成15年 7月14日

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定		

#### ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4月 1 日

#### エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921㎡

#### オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 517台

(イ) 駐輪場の収容台数 238台

(ウ) 荷さばき施設の面積 795㎡

(ニ) 廃棄物等の保管施設の容量 147㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

15箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

キ 届出年月日

平成15年 6 月25日

2 意見書提出者の意見

意見の概要	理由
1. 20街区駐車場の建設中止	<p>1. 平成13年 3 月30日に文部科学省が策定した「小学校施設整備指針」によると小学校の周辺環境として「頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。」「騒音、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。」としている。駐車場の建設はまさにこのような不適合な環境を小学校横に建設するものであり、児童の通学時の安全、教育環境に大きな影響を与えると考えられ、建設の即時停止が適当と考えられる。また、建設主体である「筑波新都市(株)」「(財)つくば都市交通センター」へは自治体である茨城県、つくば市も大きな比率で出資しており、その活動には茨城県、つくば市の意向が大きく働いていると考えられる。このような状態で駐車場建設を推進するのは茨城県、つくば市が国の教育方針に反対しているものにとられかねない。よって吾妻小学校南側の駐車場建設の中止を指導するのが茨城県の姿勢として当然と考えられる。</p>
2. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は当該駐車場出入口の位置の変更	<p>2. 建設を許可する場合には、児童の通学の安全を考えて駐車場の出入口を中央大通りに変更することが妥当と考える。現在の案では駐車場の東側道路に出入口を、西側の道路に出口と入口を設置するとしている。この場合、小学校周辺に車が集中することになり、駐車場に入れなかった車が小学校を周回する構造となっている。さらに駐車場の東側道路の入口が児童の通学路と交わってしまうことも問題である。</p> <p>駐車場法施行令第七条によると「自動車の出口及び入口は、小学校の出入口から二十メートル以内の道路の部分に設けてはならない。」となっている。本件では、校門が面している遊歩道と車道が交わった地点を基点に考えるべきで、この場合駐車場の東西入口は小学校出入口から二十メートル以内になり、法令に違反する。また茨城県は幹線道路沿いへの駐車場出入口の設置を規制する</p>

	<p>条例を作成しているが、当該駐車場と中央大通りが面している部分は条例の制定範囲外であることからも出入口を中央通り沿いにすることに問題は無いと考える。この道路は、完成時には片側3車線になることを考慮すると渋滞による交通の遮断を懸念する必要はほとんど無い。さらに、車道から駐車場のゲートまでの距離を長く取ることで、車道の渋滞は防げると考えられる。なお、中央大通り側に出入口を設置した場合、車両が大きな歩道を横切ることになるが、当該歩道を使用するのはほとんどが当自治会の住民に限定されることが考えられるものであり、当自治会が当該出入口の設置を中央大通り沿いに求めていることから、住民の拒絶反応は非常に小さいと考えられる。</p>
<p>3. 20街区駐車場の建設中止が困難な場合は当該駐車場の利用可能時間の制限と出入口での安全確保のための警備員の配置</p>	<p>3. 「つくばエクスプレス」開業時までには中央大通りでの工事が行われるために、駐車場の営業には仮の出入口を駐車場の東西側の道路に設置せざるをえない。1, 2の理由からこの時期における駐車場の営業は行わないよう指導することが必要と考える。仮に営業を認めた場合にも、</p> <p>A. 中央通り復旧後は直ちに出入口を中央大通りに変更すること。</p> <p>B. 仮出入口での営業は小学校の授業が無い土日祝日に限定すること。</p> <p>C. 仮出入口での営業時間中は出入口に警備員を配し、安全性に十分配慮すること。</p> <p>が必要と考える。</p>

茨城県告示第1501号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合
美 浦	美 浦 村 漁 業 協 同 組 合

茨城県告示第1502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業木皿川流域地区（第1 - 1換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 9月26日から

平成15年10月24日まで

## 3 縦覧の場所

北茨城市役所

## 茨城県告示第1503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業木皿川流域地区（第3換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成15年 9 月26日から

平成15年10月24日まで

## 3 縦覧の場所

北茨城市役所

## 茨城県告示第1504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 9 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道294号

2 供用開始の区間 取手市白山 6 丁目乙587番15地先から  
取手市白山 7 丁目乙241番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成15年 9 月25日

## 茨城県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 9 月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道294号

2 供用開始の区間 取手市白山 7 丁目乙241番 1 地先から  
取手市白山 7 丁目甲65番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成15年 9 月25日

## 茨城県告示1506号

平成15年 6 月 9 日付けで阿見町長から協議のあった上長原谷津地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成15年 9 月 9 日同意した。

平成15年 9 月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第1507号

平成15年 8 月18日付け土土改指令第10号で認可した高須賀地区の更正換地計画については、真瀬土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成15年 9 月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第108号

平成15年第 9 回定例会を次のとおり招集する。

平成15年 9 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 日 時

平成15年 9 月26日 (金)

午前10時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 第11回定例会の日程について
- (2) 平成14年分政治団体収支報告書について
- (3) 市町村選挙の結果について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 3 号

昭和42年茨城県人事委員会告示第 2 号で告示した職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）第27条第 4 号の規定に基づき選考により採用することができるものとして人事委員会が認める職の一部を次のように改正し、平成15年10月 1 日から適用する。

平成15年 9 月25日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

第16項を次のように改める。

16 母子自立支援員

## 公 告

### クリーニング師研修の指定

クリーニング師研修について、次のとおりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 主催者

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 山 下 眞 臣

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎内  
財団法人茨城県生活衛生営業指導センター  
理事長 村 田 實  
電話 029 (225) 6603

#### 3 開催年月日及び場所

- (1) 平成15年11月 9 日 (日)  
下館市野殿1371  
茨城県県西生涯学習センター 中講座室
- (2) 平成15年11月16日 (日)  
水戸市中央 1 - 4 - 1  
水戸市民会館 大会議室
- (3) 平成15年11月27日 (木)  
土浦市大岩田225  
土浦市国民宿舎 水郷

#### 4 研修の科目及び講師

- |                    |                    |         |
|--------------------|--------------------|---------|
| (1) 衛生法規及び公衆衛生     | (財)茨城県生活衛生営業指導センター | 加 原 憲 男 |
| (2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 東京クリーニング学校         | 山 田 庄 助 |
| (3) 洗濯物の処理         | 〃                  | 〃       |
| (4) 繊維及び繊維製品       | 〃                  | 〃       |
| (5) レポート           |                    |         |

#### 5 受講料

5,000円

### 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営長渡呂地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類は次のとおり縦覧に供する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営長渡呂地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年 9 月26日から平成15年10月24日まで

3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字杉原5410番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市姫子二丁目162番地の 1

株式会社久野不動産

代表取締役 久 野 寛 光

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町桜道363番 1， 同番 2， 365番 2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町大貫町233番地

椿山林産有限会社

代表取締役 小野瀬 俊 市

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市杉並 4 丁目12933番 1 の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区千石四丁目39番17号

ソントン食品工業株式会社

代表取締役社長 石 川 紳一郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字下川島字下寺野816番 1 の一部， 816番 5， 817番 1

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字下川島816番地

野 口 徳士郎



正 誤

平成15年 9 月16日付け茨城県報第1501号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から17	下妻市	下館市

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)